平成２６年（フ）第６２号
大分市大字古国府153番地の14　パインフィールド古国府201
債務者　日髙　　守
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６３号
大分市大字古国府153番地の14　パインフィールド古国府201
債務者　日髙みどり
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２号
大分県豊後大野市三重町市場980番地１　大津貸家３号
債務者　牧　　直登
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
　　大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第６５号
宮崎市大字郡司分甲209番地
債務者　川崎　　勝
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６９号
宮崎市平和が丘西町25番地　県営住宅１棟304号、前住所宮崎市平和が丘西町33番地県営住宅６棟15号
債務者　田中　康弘
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
　　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２０号
宮崎県延岡市南一ケ岡６丁目９番11―４号
債務者　佐藤　茂博
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
　　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第２２号
宮崎県延岡市若葉町２丁目1120番地215
債務者　藤高　雪子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
　　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１５号
鹿児島県霧島市溝辺町崎森2797番地１　セレクト溝辺101
債務者　花田　　渚（旧姓髙野）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
　　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
鹿児島県霧島市国分清水２丁目８番２―403号　新清水団地
債務者　森田　祐惣
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
　　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
沖縄県浦添市字前田459番地
債務者　比嘉　麻紀（旧姓當間・本庄）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１６号
石川県小松市長田町ル９番地１、従前の住所石川県小松市長田町リ57番地
債務者　番場　和江
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
　　金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第７号
福井県敦賀市櫛林32号５―２　医療法人積善会猪原病院208号室、住民票上の住所福井県敦賀市金山68号19番地の２　沢
債務者　長島　英雄（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
　　福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第４０号
兵庫県川西市下加茂１丁目25番２号　201
債務者　脇坂　知里
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
兵庫県川辺郡猪名川町柏梨田字仕坊268番地の11、前住所大阪府茨木市小柳町４番18号ロイヤルガーデン203号
債務者　仲村　尚子（旧姓池沖）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
広島県呉市瀬戸見町４―２メリディアン２号館203号室、住民票上の住所広島県呉市新宮町17番10号
債務者　平田　美岐
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
　　広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第２４号
広島県呉市中通２丁目７番12―302号
債務者　佐保　光樹
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
　　広島地方裁判所呉支部